

八王子国際協会年会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、八王子国際協会規約（以下「規約」という。）第7条（会費）に規定する年会費について定める。

(年会費)

第2条 この会の年会費は、次に掲げる金額とする。

個人会員	一般	2,000円
	学生	1,000円
団体会員	一般	10,000円
	構成員が学生のみ	1,000円
賛助会員	個人（一口）	1,000円
	団体（一口）	10,000円

(その他)

第3条 この規程に定めるものの他、規約第7条の会費に関し必要な事項は、理事会において定める。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正は、規約第24条に定める総会の議決事項とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。